ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミー 短期研修約款

第1条(規約)

ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミー短期研修(以下、「本プログラム」といいます)への申込みは、申込み希望者が本約款を承諾の上、当社に対して本約款に基づき、所定のフォームから申込みをし、その内容を当社が承諾の上、申込金を受領したときに成立します(当社が申込みを承諾した申込み希望者を以下「申込み者」といいます)。なお、本プログラム約款の有効期限は、原則として申込みの成立日から6か月間です。申込み者の都合により、申込み後6か月間以内に手続きを開始されない場合は、契約期間の満了により契約終了となります。(2)本約款に基づく申込み者と当社との間の海外研修プログラム契約の成立後、当社は手続きを開始するにあたって「短期研修参加準備」を手渡し、もしくは発送、電子媒体を使用しご連絡させて頂きます。

第2条(拒否事由)

当社は、申込み者から、本約款に基づく本プログラムへの申込みがあった場合、次に定める事由の一つあるいは 複数が認められる時は、申込み者からの申込みをお断りすることがあります。

- (1)申込み者の年齢(12歳以上)、技能その他条件が、当社及び海外研修先機関の指定する条件を満たしていないことを当社が認めた時。
- (2)本プログラムの定員に人数が既に達している時など、客観的に手配できる可能性がないことが明らかな時。
- (3)本プログラムの申込み手続きの期限までに、参加手続きが完了できる見通しがない時。
- (4)申込み者の過去の既往歴または現在の心身の健康状態が、本プログラムの参加に不適切であると医療機関か ※認めた時。
- (5)その他、当社もしくは海外研修先機関が不適当と認めた時。

第3条(プログラムの範囲)

本プログラムは、海外研修を希望する申込み者に対し、海外研修プログラムを受けるにあたって必要な申込み手続き業務等の代行、出発にあたってのオリエンテーションや情報提供、講義またはレッスン等の提供を行うものであり、申込み者の希望する海外研修先機関の正規課程等を請け負ったり、その他研修中あるいは研修修了後の申込み者に対して何らの保証を行うものではありません。また、本プログラム終了時に発行される修了証明書はディプロマまたは卒業証明書とは異なるものになります。

本プログラムに含まれるサービスは以下の通りです。

(1)研修手続き

英語での研修参加の手続き(海外研修先機関への連絡、研修参加願書の作成や書類の送付)及び研修費用の送金を行います。

(2)滞在手続き

当社は、海外研修先機関のホームステイもしくは寮の滞在申込み手続きを代行します。部屋は1~4名使用を前提としておりますが、海外研修先の宿泊先の空き具合により増減する場合があり、4名使用ができない場合でも、当社はその 責任を負いません。

(3)講義またはレッスンの提供

当社は、海外研修先機関において開催される講義またはレッスンの開催に必要な会場と講師の手配、時間割の製作およひ *管理を行います。ただし海外研修先機関の都合により会場または時間の変更が必要となった場合、講師の健康状態 等により予定されていた時間割が遂行できないことが判明した場合、速やかに日時、会場、講師を変更するなどし て研修の遂行を試みます。しかし、やむを得ず当該クラスが中止となることがあります。当該クラスが中止となって も研修全体への影響が少ないと当社が判断した場合、当該クラスの中止にともなう返金は行いません。 (4)海外研修期間中サポート

申込み者が、当社に対し、電話、電子メール等により、海外研修期間中の日常生活におけるサポートを希望する場合、期間中、無料にてサポートさせて頂きます。なお、本サポートサービスは、あくまで、当社によるサポート業務に過ぎず、申込み者は、自らの責任において行動するものとし、仮に申込み者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。

第4条(必要書類)

申込み者が海外研修プログラムを受けるにあたり、手続きに必要な書類またはフォームは当社より別途ご連絡します。申込み者は、必要事項をご記入、必要書類を揃えた上、指定された期日までに当協会へご返送ください。

第5条(諸経費)

本海外研修プログラムは、包括料金契約となるため、その内訳は明示致しません。なお、海外研修費用に含まれるものと含まれないものは以下の通りです。

(1)研修費用に含まれるもの

- ・ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミー サマースクール研修費用、および送金手数料
- ・ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミー滞在中の宿泊寮費
- ・ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミー滞在中の食事3食/日
- •市内観光費用
- ・講義、レッスン等の通訳スタッフ費用
- 英語での願書等作成費用
- ・ヴィクトリアインターナショナルバレエアカデミーに提出する情報の英語翻訳費用
- ・研修期間内のフォロー
- ・日本人スタッフ引率随行費用

(2)研修費用に含まれないもの

- 市内観光中の食費
- ・海外研修先で要する交通費
- ・研修に含まれない観劇、レッスン、ツアー参加等の費用
- ・個人的な買い物等

第6条(支払い)

申込み者は、本約款の各条項に定められた支払いを当社が指定する期日までに当社指定の口座に振り込むものとします。

本約款に別途定めがある場合の他、当社は本約款に基づき、申込み者が当協会へ支払った費用を申込み者に対して返金しません。申込み者が当社指定の期日までに本約款に定める費用を当社に対して支払わない場合、当社は申込み者に対する海外研修プログラムの提供を停止する場合があります。

また、本約款の各条項に定める各種費用の支払いについて、金融機関を通じて当社に対してお支払いいただく際の振り込み手数料や送金手数料(以下、「振り込み手数料」といいます)ならびに当社から申込み者に対して返金する際の振り込み手数料は、すべて申込み者の負担となります。

以下、当社の振り込み口座となります。

記

(金融機関名) PayPay銀行(旧ジャパネット銀行)

(店 名) ビジネス営業部(005)

(預金種目) 普通

(口座番号) 3222914

(口座名称) インプレッサリオ(ド

第7条(申込み後の取消と返金)

(1)申込み者が、申込み後に海外研修の手続きを取り消しされる場合は、次の取消料をお支払いただくことにより、申込み内容の全部または一部を解除することができます。申込み内容の取消は、必ず書面にて当社までお申し出ください。当社がその書面を受領した時点で正式の取消として取り扱います。なお、海外研修機関に対するキャンセル料または海外研修プログラムの解約に伴い発生する費用及び損失については申込み者の負担とします。

取消の申し出時期	取消料(※1)
(1)申し込み日から起算して8日目まで ※ただし(3)(4)の 場合を除く	取消料なし
(2)申し込み日から起算して9日以降で海外研修開始の前	55、000円+海外研修キャンセル実費 (※2)

日から起算して31日前まで	
(3)開始の前日から起算して30日目にあたる日から海外研修開始前日まで	110、000円+海外研修キャンセル実費 (※2)
(4)海外研修開始当日以降	海外研修費用全額

※1当料金は消費税込みの価格です。

※2海外研修キャンセル実費とは、海外研修先や滞在先、観光・観劇のチケット等のキャンセル規定により申し込み者が負担しなければならない費用をいいます。申し込み日から起算して開始日前日迄の期間が30日以内の場合における取消には(3)が適用されます。 海外研修開始当日以降、海外研修先の短縮や取消は、原則として払い戻しを一切しません。しかし特別な事情により、海外研修先からの返金が得られた場合、当社はかかる費用を申し込み者に代わって代理受領し、海外研修先からの返金が確認された後、精算書作成日のTTBレートにて換算した上で、申し込み者に日本円で返金するものとします。(2)申込者に次に定める事由が生じた場合、当該状況が確認できる書面を提出し、当社が承認した場合、上表(2)及び(3)に記載の取り消し料は一律33,000円とします。

1.申込者本人が新型コロナウィルス感染症の感染者となった場合

第8条(各種手続きの継続が不可能な場合)

当社指定の期日までに必要な書類、または費用が申込み者により送付・入金されず、当協会の責によらない事由により当協会が各種手続きの代行ができなかった場合、当協会は申込み者に対して本約款に基づき、支払い済みの費用を一切返金しません。また、その期日に応じて発生した、希望海外研修先に対するキャンセル料ならびに旅行業者に対するキャンセル料等、当社の責によらない事由により、当社に生じた費用及び損失は、申込み者が負担するものとし、別途当社から請求します。申込み者は、当社からの請求後、直ちにかかる費用及び損失を当社に支払うものとします。

第9条(当社からの解約)

- (1)申込み者に次に定める事由が生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく海外研修プログラム契約を解約することができるものとします。
- 1.申込み者が、当協会指定の期日までに、第4条に定める必要な書類を送付しないとき。
- 2.申込み者が、当協会指定の期日までに、第3条、第5条、第6条、第7条に定める費用の支払いを行わないとき。
- 3.申込み者が所在不明、死亡または当社からの連絡に対し、1か月以上にわたり連絡不能となったとき。
- 4.申込み者が当社に届け出た申込み者に関する情報に虚偽あるいは重大な遺漏のあることが判明したとき。
- 5.申込み者が、本契約に違反したとき。
- 6.申込み者が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋等その他の反社会的勢力て *あると認められるとき。
- 7.申込み者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為 またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 8.申込み者が、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損もしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準ずる行為を行ったとき。
- 9.その他当社が業務上やむを得ないと判断したとき。
- (2)前項に基づき、当社が本約款に基づく海外研修プログラム契約を解約したとき、申込金、海外研修費用、その他の諸費用、変更手数料等、申込み者が当社に対して本約款に基づき支払い済みの費用を申込み者に対して一切返

金しません。また、解約により発生した希望研修先に対するあらゆるキャンセル料等、前項に基づく解約により当社に生し **た費用及び損失は、申込み者が負担するものとします。申込み者は事務手数料22,000円(税込)を当社に支払うものとします。差額は返金致します。

第10条(免責事項)

- (1)当社は、次に例示するような当社の責によらない事由により、申込み者が海外研修できなかった場合または希望海外研修先への正式受講ができなかった場合及び出発日時が変更になった場合には、一切その責任を負いません。
- 1.滞在施設の定員の関係により、2人使用ではなく、2人以上での使用になる場合。
- 2.通信事情または希望海外研修先の事情により、受講許可証等の関係書類が期日までに届かず、申込み者が出発できなかった場合。
- 3.申込み者の条件が希望海外研修先の受講許可基準に達していないために許可が得られなかった場合。
- 4.申込み者がパスポートまたはビザを取得できず、あるいは渡航先に入国拒否された場合
- 5.ビザ取得に時間がかかり、出発時期が変更になった場合。
- 6.天災地変、戦乱、暴動、テロ行為、日本または外国の官公署の命令、陸海空における不慮の災難、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、申込み者の生命または身体の安全確保のために必要な措置、その他不可抗力による場合。
- 7.申込み者が、本約款に違反した場合。
- (2)研修期間内フォローに関してはご連絡頂いた後、電話・電子メール等にてできる限り早急に対応させて頂きますが現地との時差もあるため、お時間を要する場合があります。また、適切なアドバイスを心がけますが、現地での動きは申込み者の責任において行動するものとし、仮に申込み者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社はその責任を負いません。。
- (3)申込み者は渡航後、申込み者の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは海外研修先等の規則等に違反した場合の責任、損害等は申込み者個人の負担となり、当社はその責任を一切負いません。研修中による事故は申込み者本人の責となり、また、保険の特約が必要な場合は、申込み者本人の責において加入手続きを行っていただきます。以上の免責事項に該当する場合、申込金、海外研修費用、その他の諸費用、変更手数料等、既に当社に支払い済みの費用については一切返金されません。
- (4)当社の責によらず、希望海外研修先の事情により、受入条件・授業内容・滞在先・費用・その他海外研修プログラムに関して、予告なしに変更される場合、その他の事情から実施されなくなる場合があります。その際は、当社が変更に関する情報を当社が入手次第、申込み者にご連絡します。渡航後の自己都合による解約に関しては、当社では一切その責任を負いません。

第11条(損害の負担)

当社は、当社の責によらない事由により申込み者が何らかの損害を受けた場合、その責任を負いません。

第12条(契約終了後の取扱い)

本約款第2条(1)に記載する契約期間が海外研修手続きの開始前に期間満了となった場合は、自動的に契約が終了となります。また、海外研修手続きを開始していても手続き上の進展がなく、ご出発の意思がまったくないまま契約期間を超えた場合も契約の終了となります。その際、既にお支払い済みの申込金は、契約期間の満了により返金しません。契約の終了に伴い、海外研修先から別途実費請求があった場合は、申込み者に請求します。

第13条(守秘義務について)

当社では、申込み者の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報(郵便番号、住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、メールアドレス、パスポート、最終学歴、戸籍等)について、個人情報保護法に基づき取り扱い、当海外研修開催の目的以外では一切他に漏らしません。ただし、申込み者の同意を頂いた上、海外研修先機関、海外旅行保険代理店等必要な取引先に対して個人情報の開示を適宜行います。

第14条(個人情報の取扱いについて)

当社では、個人情報保護法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)において申込み者の個人情報の取得及び利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、利用停止、削除等について以下の通り取り扱います。

(1)個人情報の取得及び利用について当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に 記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させるために適正な監督を行います。

(2)個人情報の利用目的について

1.申込み者が当社へ相談、申込み、海外研修プログラムをご利用いただく際、申込み者の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、最終学歴、職業、勤務先または戸籍の変更の有無、身分証明書等の個人情報のご提供をお願いする場合があります。これらは、希望される研修プログラムを提供する際、ならびに申込み者との間の連絡のために利用させていただくほか、申込み者にお申込みいただいた海外研修プログラムにおいてび手続きに必要な範囲内で、また当社の契約上の責任において必要な範囲内で、海外研修機関や旅行業者等に対し、申込み者の氏名、身分証明書番号等をあらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。その他、申込をする際には、海外研修機関への受講手続き上必要となる、日本での申し込み者の最終学歴の卒業証明書、戸籍謄本(抄本)、パスポート等のご提出をお願いする場合があります。これらの個人データの提供については、申込み者に同意いただくものとします。

2.当社は、海外研修・旅行中に傷病があった場合に備え、申込み者の海外渡航中の国内連絡先の方の個人情報をお伺いしています。この個人情報は、申込み者に傷病があった場合で国内連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。申込み者は、国内連絡先の方の個人情報を当協会に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、申込み者の個人情報を当社へご提出いただくか否かについては、申込み者自身が選択できるものであり、申込み者に判断を委ねます。その他、当社では、より良い海外研修プログラムを作成していくためにマーケット分析、統計資料の作成、帰国後のアンケート調査、そして当社及び当社と提携する企業への資料提供、説明会、イベント・セミナーならびにキャンペーン情報等のご案内を申込み者にお届けするため、あるいは、海外研修終了後のご意見やご感想・体験談のご提供をお願いする等、申込み者の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、申込み者からご提供いただけない個人情報の内容によっては、当社の商品・サービスをご利用いただけない場合があります。

(3)個人情報の第三者提供について 当社は、法令に定める場合を除き、個人情報を事前に申し込み者の同意を得ることなく 第三者に提供しません。当社は、申込み者へ海外研修プログラムを提供する上で必要と判断した場合は、申込み者 が提供した申込み者の名前、年齢、生年月 日、住所、電 子メールアドレス、電話番号、最終学歴、職業、勤務先または 身分証明書や戸籍謄本(抄本)等の各個人情 報を、あらかじめ当社との間で秘密保持契約を結んでいる企業に開示します。海外研修先国によっては、ビザ申請の際、申し込み者の戸籍謄本または抄本の英訳されたものを求めてくる場合があります。ただし、次のいずれかの場合を除いて、申し込み者が提供した個人情報を第三者に開示することは ありません。次の2項と3項のような例外事項については、開示する場合、個人情報保護管理者の責任の下において行います。

- 1.申込み者本人が個人情報の開示に同意している場合
- 2.法令により開示が求められた場合
- 3.申込み者本人または公衆の生命、健康、財産等の利益を保護するために必要な場合
- 4.統計資料等のように個人を特定することが不可能な状態で開示する場合

(4)個人情報の管理について 当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損及び漏洩等を防止するため、不正アクセス、コンピュータウィルス等に対する適正な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報の持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。申込み者が提供した個人情報の内容を、申込み者の同意を得ずして変更することはしません。さらに、情報処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5)個人情報の照会・開示・変更・利用停止・削除について 当社は、申込み者が自己の個人情報につい て、照会・開示・変更・利用停止・削除等を求める権利を有していることを 識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。 その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させ ていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更・利用停止・削除等した場合は、当協会の商品やサービスを利用できない場合があります。

(6)個人情報保護に関する相談窓口個人情報保護に関するお問い合わせ・ご要望がありましたら、ご連絡ください。

IMPRESSARIO合同会社

電子メール impresario.office@gmail.com

電話 090-4092-1394 (担当:関口)

第15条(信義誠実の原則)

本約款に定めがない場合、もしくは本約款の解釈に疑義が生じた場合、当社および申込み者は信義誠実の原則に従い、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

第16条(管轄裁判所)

本約款に関する紛争については、横浜地方裁判所または、横浜簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条(約款の変更)

本約款は、事情により告知なしに変更されることがあります。

第18条(準拠法)

本約款は、日本法に準拠し、同法によって解釈されるものとします。

第19条(発行期日) 本約款は、2023年2月6日以降に申し込まれる海外研修プログラムに適用されます。ただし、料金、条件等に変更が あった場合は、申込み者へご連絡、ホームページ上に掲載致します。

(https://impressario.world/top/audition/kazakhstan2023/)